

高教組速報

(人事特集号)

第9号

2012年 9月28日
文責 馬場 隆

今年度の人事異動の作業も、例年と同様に10月上旬に各学校の職員会議で説明が行われ、その後、意向調書の提出、校長によるヒアリングが行われる予定です。

この人事作業の開始に先立って、高教組は8月21日、人事異動の基本方針や

意向調書などについての要求書を提出し、9月14日に交渉を行いました。

この交渉及び昨年までの交渉などから、意向調書の記入やその後の人事作業にかかわって、教職員の皆さんに知っておいていただきたいポイントについて、お知らせします。

意向調書の「人事異動等に関する希望・意見」欄に、希望する市・郡の順位や学校名を書いてよい

意向調書の第2面(裏面)の「人事異動に関する希望・意見」の欄には、異動を希望する具体的な学校名や、市・郡名を順位をつけて書くことなど、本人の意向を自由に書いてよいことは、これまでの県教委交渉で何度も確認しています。今年度の交渉でも、県教委は、「このことについては、校長会の折りに説明して、周知している」と回答しています。

校長によるヒアリングはもちろん重要ですが、中には本心が校長に伝わっていなかったり、校長が人事担当者に正確に伝えなかったりすることがあります。自分の本当の意向を意向調書に書くことが大切です。この欄を利用して、自分の本当の意向を、具体的に意向調書に書いておきましょう。

旧方針の3地区満了者は、「2004年度末50代」の年齢に該当しなくても異動先を考慮することになっています

現在の人事異動基本方針は、2005年4月の人事異動から適用されていますが、それ以前のA・B・C3地区制の旧方針との関係で、経過措置が確認されています。そこでは、旧方針で3地区満了の人で、50代(04年度末)の人は、新方針の15年での地区間異動の原則は適用しないことと合わせて、49歳(04年度末)以下の

人についても、「新方針で動くが、校長のヒアリングをしっかりと聞いて、できる限り本人の不利にならないようにしたい。地区間で動くけれどもできるだけ近くにしたい」となっています。

今年度の交渉でも県教委は、「該当年齢に達していない者でも異動先を考慮している」と回答しています。

「特殊事情説明書」はだれでも提出できます

本人や家族の健康状況など、人事異動に関連した様々な事情がある場合は、「特殊事情説明書」が出せるようになっていきます。よく、「特殊事情は、意向調書裏面の『本人及び家族の特記事項』『人事

異動等に関する希望・意見」の欄に書いたので『特殊事情説明書』は提出しなかった」と言う人があります。「特殊事情説明書」はすべて「特殊事情審査会」にかけられて審議されますが、「特記事項

の欄」は人事担当者が見るだけであり、その重みが違います。

健康問題に限らず、人事異動にかかわって様々な事情がある人は、遠慮せずに特殊事情説明書を提出しましょう。どのような問題が特殊事情にあたるかという限定はありません。「特殊事情説明書」の用紙は、求めた人には「いつでも」「誰にでも」渡すことになっており、勤続年

数にかかわらずに特殊事情のある人は全員提出できる(校長の判断で受け取らないということはない)ことは、これまでの交渉で何回も確認しています。

今年度の交渉でも県教委は、「希望する人には提出をすすめ、校長が受け取るように説明している。今年度の校長会でも再度、周知するよう伝えたい」と答えています。

子育て中の職員は、転勤について配慮されることになっています

県教委が策定している「特定事業主行動計画」では、子育て中の職員に対する「転勤についての配慮」として、「子育て中の職員に対して、状況に応じた人事上の配慮に努めます」と明記されています。

今年度の交渉で県教委は「子育て中の教職員についての長期的な生活設計を把

握するよう校長に指導していく」と回答し、本人の意向を尊重することを確認しています。子育てに関わって人事上の配慮を求める場合は、意向調書の第2面(裏面)の「本人及び家族の特記事項」の欄に記入し、ヒアリングで校長にしっかり伝えてみましょう。

異動についての校長との面談は10月以降も積極的に

昨年度人事では、10月にヒアリングがあっただけで、内示まで何の話もないまま、希望と異なる人事が行われたという問題が多数報告されました。今年度の交渉で、高教組が「最初のヒアリング後も何回か追加して話を聞くという配慮など、途中のコミュニケーションが重要だ」と指摘すると、人事管理監は「おっしゃ

るとおりだと思う」と回答し、ヒアリングは繰り返すこともあるし、相談に来ればちゃんと対応するように校長に話をすることを確認しました。

人事異動についての相談事や気がかりがある場合は、10月のヒアリング以降も積極的に校長に面談を求めましょう。

「意向調書」、学校独自の「異動希望調査書」「特殊事情説明書」等はコピーして保存を

重点・課題人事に該当する組合員の方は異動・留任希望調査書の提出を

高教組は毎年、組合員を対象に「異動・留任希望調査」を実施し、定期大会で決定した「重点・課題人事」の項目に該当する場合は、本人の希望によって、個人名

を出して県教委と交渉することになっています。昨年度も22人について、「重点・課題人事」として、本人の希望の実現を求めました。

「希望と納得の人事」を実現するために あなたも高教組へ